第11期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表
(自 2019年12月1日　至 2020年11月30日)

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.mit-hd.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

ＭＩＴホールディングス株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．法令遵守体制の整備

グループコンプライアンスに関する基本規程を制定し、当社グループ各社のコンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの実践に努めます。

代表取締役社長及びその他の業務執行取締役が出席するリスク・コンプライアンス委員会を年４回以上開催し、法令の遵守状況の確認を行います。

ロ．法令遵守に関する教育

当社グループの役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施します。

ハ．内部監査室の設置

当社グループの役職員等の適切な職務執行を確保するため、代表取締役その他の取締役から独立した内部監査部門として内部監査室を設置し、代表取締役社長に対し直接報告します。

ニ．内部通報制度の整備

当社グループは、法令・定款等の違反行為を予防・早期発見するための体制として、通報受領者（内部監査室長及び外部弁護士）に当社グループの役職員等が直接情報提供を行う内部通報制度を整備します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書その他の情報の取扱いに係る規程に従い適切に保存及び管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク分類ごとに各責任部門がリスクの管理を行い、各部門におけるリスクの管理状況をコンプライアンス統括責任者が定期的に取締役会に報告し、取締役会において確認することにより、リスクの管理を行います。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．執行役員制度の導入

当社グループは、執行役員制度を導入することで業務執行体制を明確化し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図ります。

ロ．組織関連規程の整備

当社グループにおける職務分掌、業務分掌及び決裁権限に係る規程を定め、役職員の職務の執行が効率的に行われることを確保します。

⑤　当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．親会社その子会社・関連会社における取引等の公正性を確保する体制の整備

親会社その子会社・関連会社との取引における公正性、適法性を確保するため、業務の総合的管理・指導にあたる適正な人員配置を行います。

ロ．親会社その子会社・関連会社に対する検査権・監査権の確保

親会社による、当社グループ各社の業務に対する内部監査部門及び監査役の監査の実施を実効あらしめる体制を構築し、運用します。

ハ．親会社への子会社の重要事項の決定の事前承認と定期的な報告義務

当社グループ各社は、関係会社管理に関する規程において、関係会社における経営上の重要事項の決定を事前承認事項とし、また、関係会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、親会社への定期的な報告を義務付けます。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査補助者」）を必要とする場合に備え、取締役会は監査役の意見を聞いた上で、予め監査補助者となるべき使用人を選任します。監査役は、必要と認めるときはいつでも、当該使用人を監査補助者として監査役の職務を補助させることができることとします。

⑦　上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査補助者は、監査補助業務に関して監査役に対して報告を行い、取締役に対してはこれらの義務を負いません。また、監査補助者による監査補助業務の遂行に影響を及ぼし又は支障となる可能性がある人事上の措置に関する事項は、監査役の同意を予め得た上で、取締役会において決定します。

⑧　当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社グループの役職員は、以下の場合には直ちに監査役に対して報告を行います。

イ．重大な法令、定款違反又は不正行為を発見した場合

ロ．当社グループ各社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合

ハ．内部統制システムの体制及び運用等に関する重大な欠陥及び問題を発見した場合

当社グループの役職員は、上記以外についても、監査役からの求めがある場合には監査役に対して報告を行わなければならないこととします。

⑨　上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、就業規則等の社内規程において、役職員が監査役への報告により、人事評価において不利な取扱いを受けることがなく、また懲戒その他の不利益処分の対象となることがないようを明示的に定めます。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査役の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、必要に応じて役職員に対して報告を求め、代表取締役社長その他の役職員、内部監査部門及び会計監査人と定期的及び適宜に意見交換を行うことができる体制を整備します。監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため必要と認める会議に出席できることとします。また、監査役は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の専門家を起用し、監査役の職務に関する助言を受けることができることとします。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　コンプライアンスに関する取り組み

グループ全従業員に対し、法令や社内規程を遵守するよう、教育・研修などを通じた啓発活動を行うことにより従業員のコンプライアンス意識を高めるとともに、社内外通報窓口の設置によりコンプライアンス違反の把握と未然防止の取り組みを継続的に行いました。

②　リスク管理体制

リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、当社グループのリスク内容の検討を行い、適宜対策を行うことでリスクを最小化する対応を実践するとともに、コンプライアンスに関する教育の推進や課題に対する対応策の協議を行い、コンプライアンス体制の強化を図っております。

③　子会社管理体制

子会社に対しては、関係会社管理規程等に基づき、子会社における経営上の重要事項の決定を事前承認事項としており、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告がなされております。また、子会社の代表取締役が当社取締役及び執行役員に就任しており、グループ全体利益を担保するための相互牽制機能を働かせるためのガバナンス体制としております。

④　監査役の監査体制

監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の業務の執行の適正性を監査しております。また、各部署及び子会社に対する往査の実施、社外取締役との情報共有、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行っております。

⑤　内部監査室体制

内部監査室は、代表取締役が承認した内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部署及び子会社に対する監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告いたしました。

連結株主資本等変動計算書

（2019年12月１日から
2020年11月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金
当期首残高	200,320	－	15,200	96,646
当期変動額				
新株の発行	79,350		79,350	
新株式申込証拠金の払込		6,080		
剰余金の配当				△8,708
親会社株主に帰属する当期純利益				79,874
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	79,350	6,080	79,350	71,166
当期末残高	279,670	6,080	94,550	167,813

	株主資本	その他の包括利益累計額		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	312,166	2,388	2,388	314,554
当期変動額				
新株の発行	158,700			158,700
新株式申込証拠金の払込	6,080			6,080
剰余金の配当	△8,708			△8,708
親会社株主に帰属する当期純利益	79,874			79,874
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		452	452	452
当期変動額合計	235,946	452	452	236,399
当期末残高	548,113	2,840	2,840	550,953

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【連結注記表】

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数　　３社

・主要な連結子会社の名称　　株式会社システムイオ
株式会社NetValue
株式会社ビーガル

②　非連結子会社の状況

・非連結子会社の数　　１社

・主要な非連結子会社の名称　　Vision Links Myanmar Co.,Ltd.

・連結の範囲から除いた理由　　小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないためであります。

⑵　持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（Vision Links Myanmar Co.,Ltd.）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

⑷　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

（イ）子会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

（ロ）その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．たな卸資産

・商品　　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。
ただし、1998年４月１日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備　　８年～15年
工具、器具及び備品　３年～10年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・市場販売目的のソフトウエア

見込販売期間（３年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存期間に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しています。

・自社利用のソフトウエア

自社における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費　　社債の償還までの期間にわたり定額償却を行っております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

請負契約のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については、工事進行基準（契約進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については、工事完成基準を適用しております。

⑥　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間（5年～10年）で償却を行っております。

⑦　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式を採用しております。

ロ．連結納税制度の適用　　連結納税制度を採用しております。

ハ．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2．連結貸借対照表に関する注記

⑴　コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、㈱千葉銀行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン極度額の総額	500,000千円
借入実行残高	150,000
差引額	350,000

⑵　財務制限条項

①　㈱千葉銀行とのコミットメントライン契約については、下記の財務制限条項が付加されております。

・各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2018年11月に終了した決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75％の金額以上に維持する。

・各年度の決算期の末日における連結の損益計算書の営業損益について、２期連続して営業損失を計上しない。

② 長期借入金（１年内返済予定含む）のうち、㈱りそな銀行との金銭消費貸借契約（残高29,346千円）には、財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合は、借入先からの通知により、原契約において定めた利率に1.0％を上乗せした利率を適用されることになっております。

（条項）原契約締結日以降に到来する債務者の毎事業年度末時点での計算書類又は報告書等に基づく連結の純有利子負債ＥＢＩＴＤＡ倍率が、一度でも10倍を超えた場合、もしくはマイナス値となった場合（ただし、純有利子負債がマイナス値の場合を除く）。

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,991,600株

⑵ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年２月28日定時株主総会	普通株式	8,708	1,000	2019年11月30日	2020年３月２日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年２月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	13,941	7	2020年11月30日	2021年２月26日

⑶ 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 187,600株

4．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性及び流動性の高い金融資産で運用しており、資金調達については金融機関からの調達（当座貸越、証書借入、社債）を基本とし、安定的かつ機動的な運転資金の確保を目的としてコミットメントライン契約を締結しております。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は主に協業等を目的とした事業投資でありますが、価格変動リスクに晒されています。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが３か月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されています。また、借入金及び社債は主に金融機関から資金調達をしており、長期借入金のうち一部は金利の変動リスクに晒されています。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い与信限度額を設定するとともに、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金及び社債は運転資金の調達を目的としたものであり金利変動リスクに晒されておりますが、短期借入及び固定金利による資金調達が主体であることから金利スワップ取引等は利用しておりません。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは月次で資金繰り状況を確認し適宜資金繰り計画を作成する等の方法により管理するとともに、安定的かつ機動的な運転資金の確保を目的として、取引銀行５行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結し、流動性リスクに備えております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	386,566	386,566	－
(2) 受取手形及び売掛金	723,479		
貸倒引当金	△714		
	722,765	722,765	－
(3) 投資有価証券	5,011	5,011	－
資産計	1,114,342	1,114,342	－
(1) 買掛金	165,157	165,157	－
(2) 短期借入金	150,000	150,000	－
(3) 社債(一年内償還予定を含む)	232,000	232,091	91
(4) 長期借入金(一年内返済予定を含む)	142,602	142,695	93
負債計	689,759	689,944	185

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、 (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

取引所の価格によっております。

負　債

(1) 買掛金、 (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債(一年内償還予定を含む)

時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金(一年内返済予定を含む)

時価は、元利金合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	金額
投資有価証券	7,689

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

3．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	386,566	－	－	－
受取手形及び売掛金	723,479	－	－	－
合計	1,110,045	－	－	－

4．短期借入金、社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	150,000	－	－	－	－	－
社債	102,000	50,000	50,000	20,000	10,000	－
長期借入金	44,272	39,980	14,280	14,280	14,280	15,510
合計	296,272	89,980	64,280	34,280	24,280	15,510

5．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　276円64銭

⑵　１株当たり当期純利益　45円76銭

⑶　潜在株式調整後１株当たり当期純利益　41円61銭

（注）当社は、2020年８月６日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割においては、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益を算定しております。

6．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（2019年12月１日から
2020年11月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金		利益剰余金
			資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	200,320	－	113,847	113,847	112,512
当期変動額					
新株の発行	79,350		79,350	79,350	
新株式申込証拠金の払込		6,080			
剰余金の配当					△8,708
当期純利益					39,846
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	79,350	6,080	79,350	79,350	31,138
当期末残高	279,670	6,080	193,197	193,197	143,651

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金合計	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	112,512	426,680	2,388	2,388	429,068
当期変動額					
新株の発行		158,700			158,700
新株式申込証拠金の払込		6,080			6,080
剰余金の配当	△8,708	△8,708			△8,708
当期純利益	39,846	39,846			39,846
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			452	452	452
当期変動額合計	31,138	195,918	452	452	196,370
当期末残高	143,651	622,598	2,840	2,840	625,439

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　子会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

②　その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

③　たな卸資産

・商品　　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。
ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	８年～15年
工具、器具及び備品	５年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用目的のソフトウエアについては、自社における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　繰延資産の処理方法

社債発行費　　社債の償還までの期間にわたり均等償却を行っております。

⑷　引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑸　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①　消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②　連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

③　連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

２．貸借対照表に関する注記

⑴　関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）は次のとおりであります。

①　短期金銭債権　　24,855千円

②　短期金銭債務　　164千円

⑵　コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、㈱千葉銀行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン極度額の総額	500,000千円
借入実行残高	150,000
差引額	350,000

⑶　財務制限条項

①　㈱千葉銀行とのコミットメントライン契約については、下記の財務制限条項が付加されております。

・各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2018年11月に終了した決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75％の金額以上に維持する。

・各年度の決算期の末日における連結の損益計算書の営業損益について２期連続して営業損失を計上しない。

② 長期借入金（１年内返済予定含む）のうち、㈱りそな銀行との金銭消費貸借契約（残高29,346千円）には、財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合は、借入先からの通知により、原契約において定めた利率に1.0％を上乗せした利率を適用されることになっております。

（条項）原契約締結日以降に到来する債務者の毎事業年度末時点での計算書類又は報告書等に基づく連結の純有利子負債ＥＢＩＴＤＡ倍率が、一度でも10倍を超えた場合、もしくはマイナス値となった場合（ただし、純有利子負債がマイナス値の場合を除く）。

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	375,127千円
営業費用	4,602千円
営業取引以外の取引高	
受取利息	6,054千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	590千円
未払事業所税	15
未払費用	811
資産除去債務	690
一括償却資産	61
投資有価証券評価損	666
関係会社株式評価損	8,134
税務上の繰越欠損金	6,447
繰延税金資産　小計	17,418
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△5,493
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9,553
評価性引当額　小計	△15,046
繰延税金資産合計	2,372
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,228
繰延税金負債合計	1,228
繰延税金資産の純額	1,143

6．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社システムイオ	所有 直接100.0%	債務被保証 役務の提供 役員の兼任	債務被保証（注1） 経営指導（注2） 事務受託（注3） 資金の貸付（注4） 資金の回収（注4）	309,692 156,624 65,640 423,000 423,000	－ － － － －	－ － － － －
子会社	株式会社NetValue	所有 直接100.0%	債務被保証 役務の提供 役員の兼任	債務被保証（注1） 経営指導（注2） 資金の貸付（注4） 資金の回収（注4） 利息の受取（注4）	32,000 64,308 419,000 359,000 1,856	－ － 関係会社貸付金 － －	－ － 108,000 － －
子会社	株式会社ビーガル	所有 直接100.0%	債務被保証 役務の提供 役員の兼任	債務被保証（注1） 資金の貸付（注4） 資金の回収（注4） 利息の受取（注4）	40,000 466,000 347,590 3,997	－ － 関係会社貸付金 関係会社長期貸付金	－ － 236,780 96,630

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．当社の銀行借入について債務保証を受けたものであり、保証料の支払いは行っておりません。

２．兼任役員に対して当社より支払われる役員報酬額等を勘案し経営指導の取引条件を決定しております。

３．当社管理部門の人件費及び作業割合ならびに子会社の従業員数及び取引高等を総合的に勘案し、事務受託の取引条件を決定しております。

４．資金貸借取引の利率につきましては、市場金利を勘案のうえ合理的に決定しております。

7．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　314円 3銭

⑵　１株当たり当期純利益　22円83銭

⑶　潜在株式調整後１株当たり当期純利益　20円76銭

（注）当社は、2020年８月６日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割においては、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益を算定しております。

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。